

川崎市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置及び報酬に関する要綱

平成22年4月1日 教育長決裁  
22川教健第978号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条の規定に基づき、川崎市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の配置及び報酬について必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 学校医等の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(職務)

第3条 学校医等は、学校保健安全法第23条第4項及び第5項に基づき、川崎市立学校の児童生徒の健康診断、健康管理等に関する指導助言等を行うものとする。

(任用)

第4条 学校医等は、次の要件を満たす者で、川崎市医師会、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会から推薦を受けた者を、任用するものとする。

- (1) 学校医 医師の免状を有する者
- (2) 学校歯科医 歯科医師の免状を有する者
- (3) 学校薬剤師 薬剤師の免状を有する者

(配置校)

第5条 学校医等は、この要綱の定めるところにより、次の各号に掲げる学校に配置する。

- (1) 川崎市立小学校、川崎市立中学校、川崎市立聾学校及び川崎市立高等学校全日制並びに川崎市立高等学校定時制(以下「小学校等」という。)
  - (2) 川崎市立中央支援学校及び川崎市立田島支援学校(以下「特別支援学校」という。)
- 2 夜間学級を併設する川崎市立中学校に配置した学校医等については、当該学級にかかわる執務を併せて執行するものとする。

(学校医等の配置)

第6条 学校医は、内科、眼科、耳鼻咽喉科及び精神科の各担当医師とし、内科、眼科及

び耳鼻咽喉科の学校医は、小学校等及び特別支援学校1校につき各科1人を配置する。

2 精神科の学校医は、次の各号の定めるところにより配置する。

- (1) 川崎区、幸区、中原区に所在する小学校等で1人、高津区、宮前区、多摩区及び麻生区に所在する小学校等で1人
- (2) 特別支援学校は、1校につき1人

(学校歯科医及び学校薬剤師の配置)

第7条 学校歯科医及び学校薬剤師は、小学校等及び特別支援学校1校につき1人を配置する。

(配置の特例)

第8条 第4条及び前条に定めるところにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小学校等及び特別支援学校については、該当する職(学校医にあつては該当する科)について複数の学校医等を配置することができるものとする。

- (1) 学級数が40を超える学校等
- (2) その他教育長が特に認めるとき。

2 前項第1号の規定により複数配置される学校医等は、内科の学校医に限るものとする。

(任期)

第9条 学校医等の任期は1年とし、再任を妨げない。

(解職)

第10条 学校医等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解かれるものとする。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 退職を願い出て承認があつたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 勤務実績が良くないとき。
- (5) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (6) その他その職に必要な適格性を欠くと教育長が認めるとき。

(報酬額)

第11条 学校医等の報酬額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第12条 報酬の支給日等については、次のとおりとする。

(1) 学校医等の報酬は、年4回支払うものとし、毎年度6月、9月、12月及び3月に各学校医等が指定する口座に振り込むこととする。

(2) 報酬の計算方法は、次のとおりとする。

ア 月の途中で任用した場合の学校医等の報酬は、任用した日からの報酬を日割により支給する。

イ 月の途中で解職した場合の学校医等の報酬は、解職した日までの報酬を日割により支給する。

ウ 日割額の算出に当たっては、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる

#### (公務災害補償)

第13条 この要綱により任用された学校医等の公務上の災害に対する補償については、川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成2年10月11日川崎市条例第34号）の定めるところによる。

#### (その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育次長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は平成5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この要綱の施行の際すでに配置されている学校医等については、この要綱の規定に基づき配置されたものとみなす。

#### 附 則

##### (施行期日)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

## 川崎市立学校学校医等報酬基準表（年額）

（円単位）

科目	基本額	学級割額	特別指導手当	学校行事健康診断
内科 精神科	202,100	学級数×7,812	44,700	44,400
眼科 耳鼻咽喉科	198,400			
歯科	202,100		44,700	
薬剤師	231,800			